パブリックコメント手続実施要項

作成日: 平成26年(2014年)8月 日 案 件 名 $\boldsymbol{\sigma}$ 称 (仮称)開発事業等緑化負担税(素案) 市の貴重な財産である良好な自然環境や住環境を将来にわたって維持していくこ とが大きな課題となっています。 これまでその財源として、市の一般財源に加えて、開発事業者からの公共施設等 整備寄附金が大きな役割を担ってきました。 しかし、平成19年には、公共施設等整備寄附金は廃止となり、一般財源において は、近年社会保障費等の財政支出の増大傾向が続いており、新たな財源の確保が パブリックコメント手続 必要となっています。 施 **の** 目 この経過を踏まえて、これまで育んできた本市の良好な自然環境や住環境を生か して利益を得ている開発事業者等に対し、みどりの保全に必要となる費用を新たな 市税(法定外目的税)として負担していただく仕組みについて、市の附属機関である 箕面市開発事業等緑化負担税導入検討委員会において導入を検討しています。 納税義務者や市民に与える影響の大きさにかんがみ、検討委員会の検討状況に ついて、パブリックコメントにより意見を幅広〈集め、検討委員会の検討に活かすもの 実 施 部 局 名 箕面市開発事業等緑化負担税導入検討委員会 箕面市開発事業等緑化負担税導入検討委員会事務局 (問い合わせ先) (みどりまちづくり部 まちづくり政策課 電話:072-724-6810) プリックコメントの (仮称)開発事業等緑化負担税(素案) 対 象 資 る 考 箵 料 (仮称)開発事業等緑化負担税の導入について パブリックコメント説明資料 参 (1)市ホームページ (アドレス http://www.city.minoh.lg.jp/machi/ .html) (2)みどりまちづくり部 まちづくり政策課 (箕面市役所 別館4階 47番窓口) (3) 行政資料コーナー (箕面市役所 別館1階 14番窓口) 閲覧方法と閲覧場所 (4)箕面市役所豊川支所、止々呂美支所 (5)中央・東生涯学習センター、西南公民館、みのお市民活動センター (2)~(4)は、市役所開庁日の8時45分から17時15分まで (5)は、施設の開館日、開館時間 意見等の提出期間 平成26年(2014年)8月 日から9月 日まで(郵便の場合は必着) 次のうちいずれかの方法で提出してください。 (1) 閲覧場所の窓口への提出 (箕面市役所まちづくり政策課、行政資料コー ナー、豊川支所、止々呂美支所、中央・東生涯学習センター、西南公民館、 みのお市民活動センター) (2)郵便による送付 意見等の提出方法 (〒562-0003 箕面市西小路4丁目6番1号 箕面市役所まちづくり政策課) (3)ファクシミリによる送付 (FAX 072 - 722 - 2466) (Email: machi@maple.city.minoh.lg.jp) (4)電子メールによる送付 閲覧場所の窓口に意見書のひな形をご用意していますので、ご利用ください。 (自由な形式で提出していただいてもかまいません。) (1)本市にお住まいのかた (2)本市に事務所又は事業所がある事業者 (3)本市にある事務所又は事業所に勤務しているかた (4)本市にある学校に在学しているかた (5)本市に対して納税義務を有しているかた(意見等を提出 (6)上記(1)から(5)に該当するかたで構成された団体 き る か た (7) 箕面市域内の土地の所有者その他利害関係を有するかた 今回のパブリックコメントは新たな税を課すことについてのご意見をうかがうもの ですので、将来市域内で建設を行う予定の方も含め、市内外を問わず広くご意 見を募集します。 (1) 意見を提出しようとする素案の名称 (2)氏名及び住所(上記の「意見等を提出できるかた」のうち(2)~(4)に該当する 意見等を提出する際の かたにあっては、名称及び所在地、(6)に該当するかたにあっては、団体名及 要 記 載事 頂 び団体事務局の所在地) (3)上記の「意見等を提出できるかた」のうち、該当する区分 お寄せいただいたご意見は、住所・氏名などの個人情報を除き、類似のご意見など は集約させていただいた上で、そのご意見に対する市の考え方と対応も含めて、「閲 覧方法と閲覧場所」に記載の方法・場所で公表します。なお、意見提出者への個別 提出された意見等及び 市の考え方の公表方法 回答はいたしませんのでご了承ください。また、個人情報については他の目的で利 用することはありません。 公表期間:ご意見に対する市の考え方について、平成26年(2014年)11月頃予定 老

備